

---

---

**資質の高い教員養成推進プログラム  
(教員養成GP)**

**Q & A**

---

---

平成18年2月

文部科学省高等教育局  
専門教育課教員養成企画室

## 1 . 基本的事項

Q 1 - 1 平成 17 年度の申請状況、選定結果はどのようになっているのか。 .....1

## 2 . 公募要件

Q 2 - 1 公募の対象となる大学の要件は何か。 .....1

Q 2 - 2 義務教育諸学校の教員免許課程の教員養成プログラムは対象となるのか。 .....1

Q 2 - 3 幼小連携、中高連携等の異なる学校種が連携した教員養成の取組も対象に含むとのことだが、連携はどの程度まで認められるのか。 .....1

Q 2 - 4 栄養教諭や養護教諭の養成に係る教育プロジェクトの申請は可能か。 .....1

Q 2 - 5 大学院段階における高度専門職業人養成については、学部・大学院が連携した取組も対象となるのか。 .....1

Q 2 - 6 平成 17 年度の教員養成 G P (大学・大学院における教員養成推進プログラム) に選定された大学からの申請はできるのか。 .....1

Q 2 - 7 今年度又は過去に文部科学省が実施する他のプログラム又は他の補助金等に申請している取組及び平成 17 年度において不選定となった取組を再度、申請できるのか。 .....2

Q 2 - 8 文部科学省が実施する他のプログラムにも申請してもよいか。 .....2

Q 2 - 9 国立大学法人において運営費交付金(特別教育研究経費)により実施している事業について、経費措置を受けることは可能か。 .....2

Q 2 - 10 大学以外の機関・団体等と連携・協力した取組を申請することは可能か。 .....2

Q 2 - 11 自大学と海外の大学が共同で実施するプロジェクトは、共同教育プロジェクトとして申請が可能か。 .....2

Q 2 - 12 単独申請、共同申請の申請可能件数について教えてください。 .....2

Q 2 - 13 実施期間は 2 年以内ということだが、必ず 2 年で終わるものでなければならないのか、それとも例えばカリキュラムの改正なども伴った場合 4 年間かかったとしてその内の 2 年を対象とする教育プロジェクトでも申請できるのか。 .....2

Q 2 - 14 プログラムの実施期間は 2 年以内ということだが、1 年でも申請できるのか。 .....3

Q 2 - 15 申請する取組は、公募要領の「教育プロジェクトの選定に当たっての観点」に記載されている内容を満たした取組でなければならないのか。 .....3

Q 2 - 16 教員免許状の種類によって応募の可否があるのか。 .....3

Q 2 - 17 課程認定を受けている全ての学科(専攻)を申請対象としなければならないのか。 .....3

Q 2 - 1 8	通信教育部の取組も対象となるのか。 .....	3
Q 2 - 1 9	全くの新規の取組で申請することは可能か。 .....	3
Q 2 - 2 0	現在、大学において行っている教育プロジェクトについて、申請を行えるか。 .....	3
Q 2 - 2 1	申請する教育プロジェクトについて、いつからの実施で計画をするのか。 .....	3
Q 2 - 2 2	教員養成に係る教育プロジェクトを以前実施していたが現在中断しており、この申請を機に再開し、今後に向けてさらに発展させたいと計画している取組も申請できるのか。 .....	3
Q 2 - 2 3	現職教員の再教育に関する取組についての申請も可能か。 .....	4
Q 2 - 2 4	同一人物が2つの申請（単独申請1件、共同申請1件）に係る申請担当者となることはできるのか。 .....	4
Q 2 - 2 5	他大学との再編・統合が決まっている大学からの申請は、どのようになるのか。 ...	4
Q 2 - 2 6	「共同教育プロジェクト」とは、同一法人内の大学・短期大学（部）の取組であっても差し支えないか。 .....	4
Q 2 - 2 7	複数の大学・短期大学（部）の学長を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように数えるのか。 .....	4
Q 2 - 2 8	同一法人の複数の大学からそれぞれ申請する場合、法人の長からまとめて申請してもよいのか。 .....	4

### 3 . 審査・評価

Q 3 - 1	採択件数は何件なのか。 .....	4
Q 3 - 2	審査はどこで行われるのか。 .....	4
Q 3 - 3	審査はどのような手順で行われるのか。 .....	4
Q 3 - 4	審査は取組区分毎に行われるのか。また、取組区分による選定件数はどのような割合か。 .....	5
Q 3 - 5	短期大学が大学と同じ選定委員会で審査されるのは、不利になるのではないか。 .....	5
Q 3 - 6	選定件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学と短期大学の選定件数の割合はどうか。 .....	5
Q 3 - 7	公募要領には「選定に当たっては、教員免許状取得者実数、教員就職者数を考慮する」となっているが、どのような取扱いとなるのか。 .....	5
Q 3 - 8	公募要領には「選定に当たっては、教員免許状取得者実数、教員就職者数を考慮する」となっているが、大学院の取組で申請する場合、学部の実績は一切考慮されないのか。 .....	5

- Q 3 - 9 評価委員の氏名は公表されるのか。 .....5
- Q 3 - 1 0 選定の過程において、面接審査等は全ての申請された教育プロジェクトで実施されるのか。 .....5
- Q 3 - 1 1 審査の経過は公表しないとのことだが、選定されなかった理由を知ることができないか。 .....6

#### 4 . 申請書等

- Q 4 - 1 誰から申請書を提出するのか。 .....6
- Q 4 - 2 複数の大学等において共同で行う取組を申請する場合、誰から申請書を提出するのか。 .....6
- Q 4 - 3 申請書の形式的要件違反により審査の対象外となった場合、大学に対して連絡はあるのか。 .....6
- Q 4 - 4 公募要領に記載のない要件違反等があった場合はどうなるのか。 .....6
- Q 4 - 5 学長から大臣あての文書は申請書 3 0 部全てに添付する必要があるのか。 .....6
- Q 4 - 6 申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書について教えてください。 .....6
- Q 4 - 7 教育委員会や学校等の意見書に資料を添付してもよいのか。 .....6
- Q 4 - 8 申請書に添付する意見書については、様式 3 の後に添付し、申請書と一体としてのり付け又はステイプル止めし、製本テープで製本することでよいのか。また、その際、ページ番号は「意見書」にも付すのか。 .....7
- Q 4 - 9 申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書は、1 部添付するのか、それとも 3 0 部添付するのか。 .....7
- Q 4 - 1 0 教育委員会や学校（附属学校及び併設校を除く）等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書には、指定された様式があるのか。 .....7
- Q 4 - 1 1 教育委員会や学校（附属学校及び併設校を除く）等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書は、連携の協定書でも可能か。 .....7
- Q 4 - 1 2 意見書の件数や枚数による、審査における有利不利はあるのか。 .....7
- Q 4 - 1 3 「教員免許状取得者実数」の欄には、例えば、平成 1 7 年 3 月卒業者が平成 1 7 年 3 月までに取得した者の数とあるが、同年 9 月卒業者の実績を含めていいのか。 .....7
- Q 4 - 1 4 小学校及び中学校の教員免許状取得者数は教員免許状取得者実数としてそれぞれカウントできるのか。 .....7
- Q 4 - 1 5 様式 1-1(1)、1-2(1)の注意書き について、大学院に在籍する現職教員数については、幼・小・中・高・大全ての学校種の現職教員をカウントして構わないか。 .....7

Q 4 - 1 6	文字の大きさは任意か。 .....	8
Q 4 - 1 7	申請書の（様式 2）では、文字の強調をしても構わないか。 .....	8
Q 4 - 1 8	申請に当たって図表等を利用することは可能か。 .....	8
Q 4 - 1 9	図表を用いた場合でも文字は 11 ポイントとするべきか。 .....	8
Q 4 - 2 0	様式の改変はできないのか。 .....	8
Q 4 - 2 1	申請書はカラー印刷を行ってもよいか。 .....	8
Q 4 - 2 2	（様式 2）で記載する以外に参考資料等は添付できないのか.....	8
Q 4 - 2 3	複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる 1 つの大学と、事務局が異なってもかまわないのか。 .....	8
Q 4 - 2 4	申請担当者は 1 名のみ記載すべきか。 .....	8
Q 4 - 2 5	申請担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。 .....	8
Q 4 - 2 6	様式 1 - 1、様式 1 - 2 の「大学の規模」について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要があるのか。 .....	9
Q 4 - 2 7	複数の大学で申請する場合は様式 1 - 1 を、単独で申請する場合は様式 1 - 2 を省くことは可能か。その際、ページ番号も詰めて構わないか。 .....	9
Q 4 - 2 8	様式 2 は、例えば、1 つの項目を 0.5 ページ分記入し、残りの 0.5 ページ分を他の項目にまわして記入することは可能か。 .....	9
Q 4 - 2 9	「教育プロジェクトの名称」の副題に字数制限はあるか。 .....	9
Q 4 - 3 0	申請書の製本の方法について教えてください。 .....	9
Q 4 - 3 1	様式 3 「4 事業に係る経費」はどのように記載したらよいのか。 .....	9
Q 4 - 3 2	申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればよいのか。 .....	9
Q 4 - 3 3	申請書を提出した後、不備が見付かった場合に差替えをしたいが可能か。 .....	9
Q 4 - 3 4	大学の事情等により、申請書を提出した後、申請を取り下げることが可能か。 .....	9
Q 4 - 3 5	作成・提出した申請書の電子データについて、図表や写真等を除いても容量が多く送信できない場合は、「MO ディスク」でもよいのか。 .....	10
<b>5 . 面接審査等</b>		
Q 5 - 1	面接審査について教えてください。 .....	10
Q 5 - 2	面接審査等の出席者の指定はあるのか。説明資料はどのようなものを使用することが可能か。 .....	10

## 6 . その他

- Q 6 - 1 申請締切後、「教育プロジェクト名称」も公表されるのか。 .....10
- Q 6 - 2 補助金基準額は、1年ごとか、2年間まとめた金額か。 .....10
- Q 6 - 3 「補助事業上限額」と「補助金基準額」について教えてください。 .....10
- Q 6 - 4 審査に当たって申請額の高額や自己収入等の金額による有利不利はあるのか。 .....10
- Q 6 - 5 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により補助を受ける場合でも、本補助金から財政支援を受けることは可能か。 .....11
- Q 6 - 6 選定された取組の実施期間中に、当初（申請時に）予定していなかった組織改編等を行った場合、補助金の受給は継続されるのか。 .....11
- Q 6 - 7 申請に当たっての事前相談を行うことは可能か。 .....11

## 1 . 基本的事項

Q 1 - 1 平成 17 年度の申請状況、選定結果はどのようになっているのか。

A . 平成 17 年度「大学・大学院における教員養成推進プログラム」は、共同教育プロジェクト 4 件、単独教育プロジェクト 97 件の計 101 件のプロジェクトが申請され、共同教育プロジェクト 2 件、単独教育プロジェクト 32 件の計 34 件が選定されました。選定されたプロジェクトの概要など、詳細は下記ホームページをご覧ください。

なお、本プログラムの目的がより明確になるよう、平成 18 年度は事業名称を変更していません。

参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/kekka/05083001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/kekka/05083001.htm)

## 2 . 公募要件

Q 2 - 1 公募の対象となる大学の要件は何か。

A . 本プログラムは、幼稚園又は高等学校の教員養成及び大学院における高度専門職業人養成プロジェクトを選定するものであるため、教員免許課程の認定を受けている国公立の大学（短期大学、大学院を含む。以下「大学」という。）を対象とします。

Q 2 - 2 義務教育諸学校の教員免許課程の教員養成プログラムは対象となるのか。

A . 大学院段階における高度専門職業人養成においては、義務教育諸学校における教員養成の取組も対象としますが、学部段階及び学部と大学院が連携した義務教育諸学校の教員養成プログラムは対象としません。

なお、幼稚園の教員養成に係る取組には、幼稚園の教員養成を中心としつつ、小学校の教員養成と連携した取組を含みます。また、高等学校の教員養成に係る取組には、高等学校の教員養成を中心としつつ、中学校の教員養成と連携した取組を含みます。

Q 2 - 3 幼小連携、中高連携等の異なる学校種が連携した教員養成の取組も対象に含むとのことだが、連携はどの程度まで認められるのか。

A . より効果的、効率的な教育プログラムを遂行するための連携の内容・方法については、各大学において判断してください。ただし、本プログラムは、幼稚園、高等学校の教員養成を中心とした取組について補助を行うことに留意してください。

Q 2 - 4 栄養教諭や養護教諭の養成に係る教育プロジェクトの申請は可能か。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 5 大学院段階における高度専門職業人養成については、学部・大学院が連携した取組も対象となるのか。

A . 対象となりません。高度専門職業人としての教員養成を大学院段階において特化したプロジェクトを対象としています。

Q 2 - 6 平成 17 年度の教員養成 GP（大学・大学院における教員養成推進プログラム）に選定された大学からの申請はできるのか。

A．申請できます。ただし、平成17年度に選定された取組との重複が無いように留意してください。また、十分な計画に基づき執行できることにも併せて留意してください。

Q2-7 今年度又は過去に文部科学省が実施する他のプログラム又は他の補助金等に申請している取組及び平成17年度において不選定となった取組を再度、申請できるのか。

A．あくまでも、本プログラムの趣旨・目的に沿った取組であれば申請できます。なお、既に選定されている取組については申請できません。

Q2-8 文部科学省が実施する他のプログラムにも申請してもよいか。

A．選定された教育プロジェクトが、文部科学省が実施する他のプログラム又は他の補助金等により経費措置（以下「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本プログラムとして経費措置を受けることはできません。

教育プロジェクトを申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画を作成してください。

Q2-9 国立大学法人において運営費交付金（特別教育研究経費）により実施している事業について、経費措置を受けることは可能か。

A．経費措置を受けることはできませんので十分留意してください。

Q2-10 大学以外の機関・団体等と連携・協力した取組を申請することは可能か。

A．可能ですが、本プログラムは大学（短期大学、大学院を含む。）を対象としているため、申請の名義は大学又は短期大学となります。（例えば、地域の国公私立の学校、教育委員会（教育センター等を含む）及び教育関係機関等と連携・協力して実施することが考えられます。こうした大学以外との連携・協力関係があることをもって共同教育プロジェクトとして区分されるものではありません。）なお、その場合の補助金の対象はプログラムを実施する大学に係る経費に限定されます。

Q2-11 自大学と海外の大学が共同で実施するプロジェクトは、共同教育プロジェクトとして申請が可能か。

A．本プログラムでは、海外の大学（同一法人内を含む）は補助の対象となりませんので、共同教育プロジェクトとして申請することはできません。

Q2-12 単独申請、共同申請の申請可能件数について教えてください。

A．各大学における教育プロジェクトの申請可能件数は、単独教育プロジェクトとして1件、共同教育プロジェクトは、主となる大学（申請担当大学）として1件の合計2件までとします。なお、共同教育プロジェクトに申請担当大学以外で参画する場合は、申請可能件数には含まれませんが、他の教育プロジェクトとの重複による事業の実現可能性に留意してください。

Q2-13 実施期間は2年以内ということだが、必ず2年で終わるものでなければならないのか、それとも例えばカリキュラムの改正なども伴った場合4年間かかったとしてその内の2年を対象とする教育プロジェクトでも申請できるのか。

A．申請対象の教育プロジェクトを財政支援期間以降、充実・発展することは差し支えありません。しかし補助対象の2年以内で一定の成果が出る必要があります。



Q 2 - 1 4 プログラムの実施期間は2年以内ということだが、1年でも申請できるのか。

A . 申請できます。

Q 2 - 1 5 申請する取組は、公募要領の「教育プロジェクトの選定に当たっての観点」に記載されている内容を満たした取組でなければならないのか。

A . 公募要領に記載されている観点については、十分踏まえた上で、他にない特色ある取組みを申請してください。

Q 2 - 1 6 教員免許状の種類によって応募の可否があるのか。

A . 1種、2種、専修のいずれの免許状も可能です。

Q 2 - 1 7 課程認定を受けている全ての学科(専攻)を申請対象としなければならないのか。

A . 学部の中の特定の学科(専攻)等が対象でも結構ですが、大学としての明確な方針に基づき、学長及び学部長等を中心とするマネジメント体制の下で教育内容・方法の開発・充実を図るために行う教育プロジェクトであることに留意してください。

なお、学部内の一部の学科(専攻)のみ教員免許課程の認定を受けている場合でも、大学としての申請になります。

Q 2 - 1 8 通信教育部の取組も対象となるのか。

A . 教員免許課程の認定を受けていれば対象となります。

Q 2 - 1 9 全くの新規の取組で申請することは可能か。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 2 0 現在、大学において行っている教育プロジェクトについて、申請を行えるか。

A . 申請できますが、取組の位置付けや、経費負担について、切り離して申請して頂くことになります。

Q 2 - 2 1 申請する教育プロジェクトについて、いつからの実施で計画をするのか。

A . 本プログラムの選定終了後、実際に補助金の交付が行われるのは本年10月以降を予定しています。プロジェクトの実施についてはそのことを留意の上、本年10月から執行できる計画としてください。

Q 2 - 2 2 教員養成に係る教育プロジェクトを以前実施していたが現在中断しており、この申請を機に再開し、今後に向けてさらに発展させたいと計画している取組も申請できるのか。

A . 差し支えありません。ただし、当該プロジェクトが選定され、交付決定されたあとのプロジェクトについて財政支援することから、取組の位置付けや、経費負担について整理した上で申請を行ってください。

Q 2 - 2 3 現職教員の再教育に関する取組についての申請も可能か。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 2 4 同一人物が2つの申請（単独申請1件、共同申請1件）に係る申請担当者となることはできるのか。

A . プロジェクトの推進に支障がなければ可能です。（例えば、学部長など）

Q 2 - 2 5 他大学との再編・統合が決まっている大学からの申請は、どのようになるのか。

A . 現在設置されている大学であれば、将来的に他大学との再編・統合が決まっている大学であっても、それぞれの大学・短期大学から申請できます。

Q 2 - 2 6 「共同教育プロジェクト」とは、同一法人内の大学、短期大学（部）の取組であっても差し支えないか。

A . 差し支えありません。

Q 2 - 2 7 複数の大学・短期大学（部）の学長を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように数えるのか。

A . それぞれ1大学として数えます。

Q 2 - 2 8 同一法人の複数の大学からそれぞれ申請する場合、法人の長からまとめて申請してもよいか。

A . 同一法人の複数の大学から申請する場合も、それぞれの大学の学長から申請してください。

### 3 . 審査・評価

Q 3 - 1 選定件数は何件なのか。

A . 国会における平成18年度予算の審議状況によりますが、20件程度を目安としています。

Q 3 - 2 審査はどこで行われるのか。

A . 大学等から申請された取組については、専門家や有識者等により構成される「資質の高い教員養成推進プログラム選定委員会」において公正に審査を行い、本プログラムの趣旨・目的に沿った特に優れた教育プロジェクト（取組）を選定することとなります。

Q 3 - 3 審査はどのような手順で行われるのか。

A . 本プログラムの審査は、以下の手順で行われます。

（審査要項1ページを参照のこと）

「資質の高い教員養成推進プログラム」選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、公募要領、申請書（様式）審査要項、審査基準等を定める。

選定委員会の下に申請された教育プロジェクトについて評価をする評価委員を置く。

評価委員は、審査の客観性を担保するために、申請された教育プロジェクトについて、評価を行う。

選定委員会は、評価委員による教育プロジェクトの評価を参考の上、合議審査により、選定する教育プロジェクトの決定を行う。

なお、選定委員会の判断により、面接審査（ヒアリング）などを実施する場合があります。

Q3 - 4 審査は取組区分毎に行われるのか。また、取組区分による選定件数はどのような割合か。

A . 区分毎には行われません。また、区分による選定件数はあらかじめ定められているものではありません。

Q3 - 5 短期大学が大学と同じ選定委員会で審査されるのは、不利になるのではないか。

A . 審査においては、本プログラムの趣旨・目的に照らし、大学又は短期大学としてそれぞれ優れた取組かどうかを審査するため、短期大学の取組が大学と比べて不利になるということはありません。

Q3 - 6 選定件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学と短期大学の選定件数の割合はどうか。

A . 選定件数は、全体として20件程度としていますが、あくまでも、競争的観点を踏まえ、公平に審査を行います。また、審査・選定ともに、国公私を通じて行われるため、その割合を決めて選定するものではありません（国公私毎に選考するものではありません）。  
また、大学と短期大学の選定数の割合についても同様です。

Q3 - 7 公募要領には「選定に当たっては、教員免許状取得者実数、教員就職者数を考慮する」となっているが、どのような取扱いとなるのか。

A . 教員免許状取得者数や教員採用者数は、学部等の規模などにもよりますが、一定数以上の実績があることを選定に当たって考慮します。

Q3 - 8 公募要領には「選定に当たっては、教員免許状取得者実数、教員就職者数を考慮する」となっているが、大学院の取組で申請する場合、学部の実績は一切考慮されないのか。

A . あくまで参考として、学部の実績を申請書に記載することは特に問題ありません。

Q3 - 9 評価委員の氏名は公表されるのか。

A . 評価委員の氏名等は、選定プロジェクト公表後に公表されます。

Q3 - 10 選定の過程において、面接審査等は全ての申請された教育プロジェクトで実施されるのか。

A . 選定委員会が審査の過程で必要と判断した場合は、申請書をもとに質疑応答を中心とした面接審査等が行われる場合があります。

面接審査等の対象となった大学には、その旨の案内を事務担当者に連絡することとします。

なお、面接審査等の対象大学となることが選定条件ではないため、面接審査等の対象とならないからといって選定されないことが決定するものではありません。

Q 3 - 1 1 審査の経過は公表しないとのことだが、選定されなかった理由を知ることはできないか。

A . 選定されなかった理由については、申請いただいた各大学等の長あてに個別に通知する予定です。

#### 4 . 申請書等

Q 4 - 1 誰から申請書を提出するのか。

A . 各大学等の長から文部科学大臣あてに申請していただきます。詳細については、公募要領を参照してください。

Q 4 - 2 複数の大学等において共同で行う取組を申請する場合、誰から申請書を提出するのか。

A . 主となる大学等の長が代表して申請してください。この場合、申請担当者及び事務担当者は、主となる大学等の教職員でなければなりません。

Q 4 - 3 申請書の形式的要件違反により審査の対象外となった場合、大学に対して連絡はあるのか。

A . 要件違反については選定結果の公表時に通知する予定です。申請前に要件違反が無いかよく確認してください。

Q 4 - 4 公募要領に記載のない要件違反等があった場合はどうなるのか。

A . 申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合、審査の対象外又は選定の対象外となりますので、申請時に十分注意してください。

Q 4 - 5 学長から大臣あての文書は申請書 3 0 部全てに添付する必要があるのか。

A . 学長から大臣あての提出文書を全ての申請書には付ける必要はありません。

Q 4 - 6 申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書について教えてください。

A . 申請書には、教育委員会や学校（附属学校及び併設校を除く）等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書（当該教育プロジェクトに対する評価をはじめ、必要に応じ、当該プロジェクトに関する大学との連携・協力の在り方などが具体的に分かるもの）を添付してください。

Q 4 - 7 教育委員会や学校等の意見書に資料を添付してもよいのか。

A . 教育委員会や学校等側からの意見書に、参考資料が添付されている場合は、それを添付することは差し支えありません。

Q 4 - 8 申請書に添付する意見書については、様式3の後に添付し、申請書と一体としてのり付け又はステイプル止めし、製本テープで製本することでよいのか。また、その際、ページ番号は「意見書」にも付すのか。

A . 申請書に添付する意見書については、申請書と一体としてのり付け又はステイプル止めし、製本テープで製本してください。また、添付する位置については様式3の後に添付してください。意見書は、教育委員会等から提出されたままでよく、ページ番号は特に付す必要はありません。

Q 4 - 9 申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書は、1部添付するのか、それとも30部添付するのか。

A . 申請書に添付する、教育プロジェクトに関する意見書は、審査の参考とするため、申請書30部の様式3の後にそれぞれに添付してください。(コピー可)

Q 4 - 10 教育委員会や学校(附属学校及び併設校を除く)等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書には、指定された様式があるのか。

A . 指定された様式はありません。

Q 4 - 11 教育委員会や学校(附属学校及び併設校を除く)等から提出された当該教育プロジェクトに関する意見書は、連携の協定書でも可能か。

A . 協定書ではなく、今回申請するプロジェクトに関しての意見書を提出してください。

Q 4 - 12 意見書の件数や枚数による、審査における有利不利はあるのか。

A . 件数や枚数をもって有利不利があるものではありませんが、提出いただいた意見書は、審査の過程で参考とします。

Q 4 - 13 「教員免許状取得者実数」の欄には、例えば、平成17年3月卒業者が平成17年3月までに取得した者の数とあるが、同年9月卒業者の実績を含めていいのか。

A . 含みません。

Q 4 - 14 小学校及び中学校の教員免許状取得者数は、教員免許状取得者実数としてそれぞれカウントできるのか。

A . 幼稚園の教員養成に係る取組についての幼小連携、高等学校の教員養成に係る取組についての中高連携の教育プロジェクトを申請する際は、同時に幼稚園又は高等学校の免許状を取得していればカウントできます。

また、大学院における高度専門職業人養成に係る取組については、義務教育諸学校における教員養成の取組も対象となりますので、小学校及び中学校の教員養成の取組を含んでいればカウントできます。

Q 4 - 15 様式1-1(1)、1-2(1)の注意書き について、大学院に在籍する現職教員数については、幼・小・中・高・大全ての学校種の現職教員をカウントして構わないか。

A . 現職教員については、学校種は問いません。なお、常勤・非常勤も問いません。

Q 4 - 1 6 文字の大きさは任意か。

A . 申請書は、原則として、以下の書式に合わせて作成してください。(申請書作成・記入要領参照。)

判の大きさ : A 4 判縦型	1 ページ当たり行数 : 4 0 行
文字の大きさ : 1 1 ポイント	文字方向 : 横書き
1 行当たり文字数 : 4 0 字	フォント : ゴシック体

Q 4 - 1 7 申請書の(様式 2)では、文字の強調をしても構わないか。

A . ある部分を強調するために文字色を付ける、アンダーラインを引く、文字を強調する、などは可能です。

Q 4 - 1 8 申請に当たって図表等を利用することは可能か。

A . (様式 2)については、枚数制限の範囲内で図表や写真等を適宜組み入れても構いません。

Q 4 - 1 9 図表を用いた場合でも文字は 1 1 ポイントとするべきか。

A . 図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、見やすさを考慮してください。

Q 4 - 2 0 様式の改変はできないのか。

A . 指定した様式で記載してください。例えば、項目の順番を入れ替える等は認められません。  
(様式 2)は、5つの項目(教育プロジェクトの概要、内容及び実施計画、特色、有効性、評価体制)について、合計で 8 ページ以内で記述してください。

Q 4 - 2 1 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A . 差し支えありません。

Q 4 - 2 2 (様式 2)で記載する以外に参考資料等は添付できないのか。

A . 参考資料は添付できません。添付した場合、形式的要件違反として審査対象外となります。  
なお、意見書に教育委員会等側から必要な参考資料が添付されてきた場合は可能です。

Q 4 - 2 3 複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる 1 つの大学と、事務局が異なってもかまわないのか。

A . このような取扱いは認められません。この場合、申請担当者及び事務担当者は、主となる大学等の教職員でなければなりません。

Q 4 - 2 4 申請担当者は 1 名のみ記載すべきか。

A . 申請書に記載する申請担当者とは、その取組を実施するに当たっての責任者となりますので、1 名に限ります。

Q 4 - 2 5 申請担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。

A . 副学長と記載するか、所属学部等を記載するかは大学の御判断でお願いします。

Q 4 - 2 6 様式 1 - 1、様式 1 - 2 の「大学の規模」について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか。

A . 様式 1 - 1、様式 1 - 2 は、複数ページにまたがっても構いません。

Q 4 - 2 7 複数の大学で申請する場合は様式 1 - 1 を、単独で申請する場合は様式 1 - 2 を省くことは可能か。その際、ページ番号も詰めて構わないか。

A . 省略してください。ページ番号も詰めてください。

Q 4 - 2 8 様式 2 は、例えば、1 つの項目を 0.5 ページ分記入し、残りの 0.5 ページ分を他の項目にまわして記入することは可能か。

A . 可能です。様式 2 は、5 つの項目について、8 ページ以内で記述していただきますが、項目毎に改ページをする必要はありません。

Q 4 - 2 9 「教育プロジェクトの名称」の副題に字数制限はあるか。

A . 特にありませんが、簡潔でわかりやすいものにしてください。ただし、「教育プロジェクトの名称」は、必ず 20 字以内で記入してください。なお、半角での記入は認められません。

Q 4 - 3 0 申請書の製本の方法について教えてください。

A . 申請書は、必ず表裏の両面を使って作成し、それぞれにページを付してください。また、申請書は、左横をのり付け又は 2 カ所をステイプル止めの上、製本テープで製本して見開きの体裁にするとともに、2 穴を開けてください。

なお、作成に当たっては、所定の様式の改変（項目の順番入れ替え等）はできません。

Q 4 - 3 1 様式 3「4 事業に係る経費」はどのように記載したらよいのか。

A . 事業に係る経費は、文部科学省ホームページに掲載している本補助金に係る「交付要綱」、「取扱要領」の内容を踏まえ、記載してください。

参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm)

Q 4 - 3 2 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればよいのか。

A . 消印有効ではありません。定められた期間内に必着しないもの（提出期間以前に送付されたものも含む）については、受け付けません。郵便事情での遅延は、事故を除き、考慮できませんので、余裕をもって送付してください。

なお、期間内に持参することも可能です。

Q 4 - 3 3 申請書を提出した後、不備が見付かった場合に差替えをしたいが可能か。

A . 提出された申請書については、提出期間内であれば可能ですが、提出期間経過後の差替えや訂正は認められません。

Q 4 - 3 4 大学の事情等により、申請書を提出した後、申請を取り下げることが可能か。

A．提出期間内・期間後共に申請を取り下げることが可能です。ただし、期間後の取り下げは申請件数に含まれて公表されることとなります。

Q 4 - 3 5 作成・提出した申請書の電子データについて、図表や写真等を除いても容量が多く送信できない場合は、「MOディスク」でもよいのか。

A．作成・提出していただいた申請書の電子データでの送付（senkyoik@mext.go.jp 宛）は、図表や写真等を除いたもので結構です。また、電子データのファイル形式は問いません。メールでの送信ができない場合は、その旨お問い合わせ願います。

## 5．面接審査等

Q 5 - 1 面接審査について教えてください。

A．面接審査は必ず行うものではありません。面接審査の有無については、申請大学の事務担当者に対して通知します。

Q 5 - 2 面接審査等の出席者の指定はあるのか。説明資料はどのようなものを使用することが可能か。

A．面接審査等を行う場合は、申請担当者等、申請書について責任をもって説明できる方に御出席いただきます。詳細は、実施することとなった場合に別途通知します。

## 6．その他

Q 6 - 1 申請締切後、「教育プロジェクト名称」も公表されるのか。

A．申請締切後は、申請大学等名及び教育プロジェクト名を公表する予定です。また、選定された教育プロジェクトについては、内容についても公表する予定です。

Q 6 - 2 補助金基準額は、1年ごとか、2年間まとめた額の金額か。

A．補助金基準額は、1年につき2,000万円となっています。

Q 6 - 3 「補助事業上限額」と「補助金基準額」について教えてください。

A．「補助事業上限額」とは、教育プロジェクト事業計画全体に係る経費の上限額のことをいいます。また、「補助金基準額」とは、当該事業の上限額（補助事業上限額）のうち、補助金交付の上限額のことをいいます。

申請大学においては、教育プロジェクトの事業計画を、事業の上限額の範囲で任意に設定できます。設定した事業の規模が補助金基準額を超える場合、申請大学は、当該事業の規模と補助金基準額との差額相当分について自己負担をすることになります。

例えば、3,000万円の事業を予定する場合、2,000万円の補助金が交付されたとした場合、残りの1,000万円は申請大学の自己負担となります。

Q 6 - 4 審査に当たって申請額の金額や自己収入等の金額による有利不利はあるのか。

A．ありません。



Q 6 - 5 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により補助を受ける場合でも、本補助金から財政支援を受けることは可能か。

A . 選定された取組が、他のプログラム又は他の補助金等により経費措置を受けている場合（予定されている場合を含む）は、本補助金から財政支援を受けることはできません。

Q 6 - 6 選定された取組の実施期間中に、当初（申請時に）予定していなかった組織改編等を行った場合、補助金の受給は継続されるのか。

A . 当初予定していなかった組織改編等を行うことで、補助事業の内容及び経費区分ごとに配分された額が変更されるときは、変更承認申請書を文部科学大臣に提出してください。詳細は、補助金の交付要綱及び取扱要領を参照してください。

また、当初予定していなかった組織改編等を行うことで補助事業の目的が変更してしまう場合、当該補助事業に係る交付決定の全部又は一部の取消（補助金の返還）なども想定されますので、当該補助事業の実施においては十分留意してください。

Q 6 - 7 申請に当たっての事前相談を行うことは可能か。

A . 申請書の記入方法や審査の観点等について事務的にお伝えすることは可能です。質問や不明な点があれば、随時問い合わせを受け付けています。